

長期療養を必要とする疾病にかかったことにより定期予防接種を受けられなかった方へ

予防接種法に基づく定期予防接種は、予防接種の種類によって接種対象年齢が定められていますが、平成25年1月30日の予防接種法施行令の改正により、以下の要件に該当する場合、対象年齢を過ぎてても定期予防接種として受けることができるようになりました。

定期予防接種として予防接種を受ける場合、事前に申請手続きが必要です。長期療養をされている方で、この制度の対象となり定期予防接種を希望される方は、主治医とご相談のうえ、事前に健康福祉課保健指導班にご相談ください。

□対象となる方

長期にわたる療養を必要とする疾病にかかったこと等（次の①から⑤）により、定期的対象年齢であった間に、やむを得ず予防接種を受けることができなかった次の方

- ① 重症複合免疫不全症、無ガンマグロブリン血症その他免疫の機能に支障を生じさせる重篤な疾病
- ② 白血病、再生不良性貧血、重症筋無力症、若年性関節リウマチ、全身性エリテマトーデス、潰瘍性大腸炎、ネフローゼ症候群、その他免疫機能を抑制する治療を必要とする重篤な疾病
- ③ 臓器の移植を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと
- ④ 医学的知見に基づき①から③に準ずると認められるもの

□対象となる定期予防接種

B型肝炎、ヒブ、小児用肺炎球菌、四種混合、BCG、麻しん風しん混合、麻しん、風しん、水痘、日本脳炎、三種混合、二種混合、不活化ポリオ、子宮頸がん予防（HPV）
高齢者用肺炎球菌

□対象となる時期

長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったことの特別な事情がなくなった日から2年以内です。ただし、高齢者用肺炎球菌は、1年以内です。

また、BCGは4歳に達するまでの間、四種混合は15歳に達するまでの間、ヒブは10歳に達するまでの間、小児用肺炎球菌は6歳に達するまでの間に限ります。

□申請から接種までの流れ

定期予防接種を希望される方は、事前に、以下の申請書類を添えて、健康福祉課保健指導班にお越し下さい。

(1) 被接種者本人又は保護者の方が、『長期療養者のための定期予防接種に関する申請書(様式1-1)』の必要事項を記入します。

(2) 主治医からの『長期療養者の定期予防接種に関する特例措置対象者該当理由書(様式1-2)』を記入していただきます。

*理由書の作成費用は、自己負担になります。

(3) 母子健康手帳をご持参のうえ、上記の『申請書』及び『理由書』を健康福祉課保健指導班に提出してください。

母子健康手帳は、対象者の氏名、生年月日がわかるページと予防接種の記録がされているページをコピーさせていただきます。(高齢者の方は、母子健康手帳は、必要ありません。)

※(1)、(2)の用紙は、健康福祉課保健指導班の窓口で配布しています(ホームページでダウンロードも可)。

(4) 申請内容や接種履歴を確認後、長期療養者の定期予防接種決定通知書を交付します。※上記の手続きに2週間程度かかります。

内容によっては、定期接種の対象にならない場合があります。

(5) 接種期間内に、予防接種を実施医療機関で接種を受けてください。

接種を受ける際は、『決定通知』及び『接種を受ける予防接種依頼書兼予診票』『母子健康手帳』をご持参のうえ、接種をお受けください。

(高齢者の方は、母子健康手帳は不要です。)

【問合わせ】

寄居町役場 健康福祉課 保健指導班
電話番号 048-581-8500